

令和 7 年 4 月から適用する「森林整備保全事業設計積算要領」等に係る取扱いについて

今般、「森林整備保全事業標準歩掛の制定について」等の一部改正について（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整計第 670 号林野庁長官通知）、「森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて」等の一部改正について（令和 7 年 3 月 27 日付け 6 林整計第 674 号林野庁森林整備部長通知）及び「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」等の一部改正について（令和 7 年 3 月 27 日付け 6 林整計第 690 号林野庁森林整備部計画課長通知）により積算基準が改正され、令和 7 年 4 月 1 日から施行する（以下「新積算基準」という。）こととなりました。

この改正に伴い、令和 7 年 4 月から適用する「森林整備保全事業設計積算要領」等に係る取扱いについて（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 林整計第 687 号林野庁森林整備部計画課長通知）が通知され、令和 7 年 3 月 27 日以降に入札書の受付を開始する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条に規定する建設工事をいう。）並びに森林整備保全事業に係る調査、測量、設計及び計画業務（以下「工事等」という。）については、新積算基準に関する周知期間や積算プログラムへの反映の期間等を考慮し、下記の取扱いを行うこととしておりますのでお知らせいたします。

なお、新積算基準については、林野庁ホームページにおいて閲覧することができます。（https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html）

記

1 措置の内容

工事等の発注者又は受注者は、「国有林野事業の工事の請負契約に係る契約書について」（平成 7 年 11 月 28 日付け 7 林野管第 161 号林野庁長官通知）別添 2 国有林野事業工事請負契約約款第 63 条の規定及び「国有林野事業の建設工事に係る設計等業務の請負契約書について」（平成 8 年 3 月 27 日付け 8 林野管第 28 号林野庁長官通知）別紙国有林野事業業務請負契約約款第 59 条の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額等に変更する協議を行うことができます。

変更後の請負代金額等

＝ 新積算基準により積算された予定価格に相当する額（単価は入札書の受付開始の日のもの）× 当初契約の落札率

2 措置の対象となる工事等

入札書の受付開始日が令和 7 年 3 月 27 日以降の工事等

3 協議開始日

協議開始日については令和 7 年 8 月 1 日以降とする